

# 電波法施行規則等の一部を改正する省令について

## — 空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの導入に係る制度整備 —

### 1 改正の背景

- 空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムは、電波の送受信により5～10メートルの距離を有線で接続することなく電力伝送するものであり、充電ケーブルの接続や電池の交換を行うことなく、小電力の給電が可能となることから、工場内で利用されるセンサ機器への給電等に利用が見込まれている。
- 今般、空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの導入に係る制度整備を行うもの。

### 2 改正概要

- 空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの技術基準を規定  
【無線設備規則第24条、第49条の9、別表第1号及び別表第3号】
- 920MHz帯の空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムを特定無線設備の対象に追加等  
【特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第2条】
- 空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの定期検査を規定（1Wを超える局に限り5年毎）  
【電波法施行規則第41条の2の6及び別表第5号】
- 空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムの条件（他の無線局への混信防止・人体への安全性確保）を規定  
【電波法施行規則第32条の8の3（新設）】

### 3 施行日

本改正省令の公布日（令和4年5月26日）